

同時発表：総合政策局運輸審議会審理室

令和6年5月28日

国土交通省近畿運輸局

西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和6年7月4日（木）に大阪府で公聴会を開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和6年5月20日付けで国土交通大臣から諮問があった標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で公聴会を開催する旨を5月21日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。[資料1](#)

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は、令和6年6月21日（金）に改めてお知らせする予定です。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田、藤間
(直通) 03-5253-8810

[鉄道の旅客運賃の上限変更認可に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 小林、木谷
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652、40634)、(直通) 03-5253-8543

西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要

令和6年5月20日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和6年7月4日（木） 午前10時30分から
場所：国民會館大阪城ビル12階 中ホール
（大阪府大阪市中央区大手前2-1-2）

2. 事案の要旨

事案番号：令6第3001号
事案の種類：鉄道の旅客運賃の上限変更認可
申請者：西日本旅客鉄道株式会社
事案の内容：[資料2](#)参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は、令和6年6月21日（金）にお知らせする予定です。

4. 一般公述・傍聴

- ・一般公述 10人以内（1人15分以内）
- ・傍聴 WEB形式（Microsoft Teams）

5. 公述の申出

- （1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）各1部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和6年6月11日（火）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- (2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び所在地並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和6年6月21日（金）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。
（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）
- (5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される場合は、電子メールにて、申込みをする方の、[1]氏名（業務として傍聴する場合には所属先名称でも可）[2]住所（市区町村名まで）を記入のうえ、件名を「西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案に関する公聴会の傍聴申込」として、以下のメールアドレスまでお申し込みください。なお、通信状況によって映像・音声の乱れや一時的な停止があることを予めご了承ください。

期限：令和6年6月11日（火）正午 必着

送付先 hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp

- (2) 傍聴人数（アクセス可能端末数）は300人以内とし、申込み多数の場合は先着順とします。
- (3) 傍聴用 URL については、傍聴にあたってのご案内とともに、6.(1)の送信元メールアドレスへの返信の形で令和6年6月21日（金）にお知らせする予定です。その際、@ki.mlit.go.jp からのメールが受信可能となるような設定をお願い

いします。なお、公聴会当日の傍聴（アクセス）の際には、お申込みの1つのメールアドレスあたり1端末限りとします。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和6年5月28日（火）から、公述申込書及び公述書等に係る文書（一般公述の申出があった場合に限り）については、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和6年6月17日（月）から、それぞれ運輸審議会公聴会のホームページにおいて、閲覧することができます。

（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については、令和6年6月21日（金）にお知らせする予定です。

10. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。

○国土交通省告示第 4 2 6 号

運輸審議会一般規則（昭和 2 7 年運輸省令第 8 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和 6 年 5 月 2 1 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

事案番号	令 6 第 3 0 0 1 号										
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可										
申請事業者	西日本旅客鉄道株式会社										
事案の内容	<p>すべての運賃に消費税及び地方消費税（10%）を含んだ以下の額を上限額とする。</p> <p>1 鉄道の普通旅客運賃</p> <p>(1) 普通旅客運賃</p> <p>普通旅客運賃は、日本国有鉄道改革法等施行法第 7 条の定めに基づき運輸大臣に届け出た賃率、計算方法による額に 1.1 を乗じ、10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位とした額とする。ただし、(2) 及び (3) のとおり変更する。</p> <p>(2) 普通旅客運賃の賃率</p> <p>①電車特定区間のみを乗車する場合 現行の賃率を次のとおり変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地帯</th> <th>営業キロ</th> <th>賃率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 地帯</td> <td>300km までの部分</td> <td>1 km につき 15 円 50 銭</td> </tr> <tr> <td>第 2 地帯</td> <td>300km を超える部分</td> <td>1 km につき 12 円 30 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>②大阪環状線等のみを乗車する場合 現行の賃率を廃止する。</p> <p>(3) 10km までの普通旅客運賃</p> <p>(2) ①にかかわらず、電車特定区間のみを乗車する場合の 10km</p>		地帯	営業キロ	賃率	第 1 地帯	300km までの部分	1 km につき 15 円 50 銭	第 2 地帯	300km を超える部分	1 km につき 12 円 30 銭
地帯	営業キロ	賃率									
第 1 地帯	300km までの部分	1 km につき 15 円 50 銭									
第 2 地帯	300km を超える部分	1 km につき 12 円 30 銭									

までの普通旅客運賃は次のとおり変更する。

1 km から 3 km まで	4 km から 6 km まで	7 km から 10 km まで
140 円	170 円	190 円

2 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

① 電車特定区間のみを乗車する場合

現行の運賃を次のとおり変更する。

(km、円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,010	11,450	19,270
2	4,010	11,450	19,270
3	4,010	11,450	19,270
4	5,020	14,290	24,070
5	5,020	14,290	24,070
6	5,020	14,290	24,070
7	5,350	15,240	25,670
8	5,350	15,240	25,670
9	5,350	15,240	25,670
10	5,350	15,240	25,670
11	6,690	19,040	32,090
12	6,690	19,040	32,090
13	6,690	19,040	32,090
14	6,690	19,040	32,090
15	6,690	19,040	32,090
16	9,360	26,680	44,940
17	9,360	26,680	44,940
18	9,360	26,680	44,940
19	9,360	26,680	44,940
20	9,360	26,680	44,940
21	12,030	34,300	57,780
22	12,030	34,300	57,780
23	12,030	34,300	57,780
24	12,030	34,300	57,780
25	12,030	34,300	57,780

		26	14,110	40,230	69,010
		27	14,380	40,980	69,010
		28	14,380	40,980	69,010
		29	14,380	40,980	69,010
		30	14,380	40,980	69,010
		31	16,350	46,640	81,830
		32	16,800	47,890	81,830
		33	17,060	48,590	81,830
		34	17,060	48,590	81,830
		35	17,060	48,590	81,830
		36	18,500	52,730	94,670
		37	18,930	53,960	94,670
		38	19,310	55,020	94,670
		39	19,640	56,010	94,670
		40	19,710	56,210	94,670
		41	20,540	58,570	105,900
		42	20,850	59,460	105,900
		43	21,170	60,320	105,900
		44	21,610	61,600	105,900
		45	21,920	62,490	105,900
		46	21,980	62,700	118,740
		47	22,290	63,520	118,740
		48	22,640	64,520	118,740
		49	22,920	65,330	118,740
		50	23,240	66,190	118,740
		51	23,730	67,610	128,110
		52	24,170	68,930	130,580
		53	24,560	70,000	132,620
		54	25,080	71,450	136,390
		55	25,490	72,590	136,390
		56	25,930	73,890	136,390
		57	26,310	74,990	136,390
		58	26,810	76,440	136,390
		59	27,210	77,560	136,390
		60	27,650	78,810	136,390
		61	28,020	79,900	151,410
		62	28,450	81,040	153,560
		63	28,910	82,390	156,080

		64	29,320	83,530	158,250
		65	29,840	85,060	160,460
		66	30,230	86,200	160,460
		67	30,650	87,340	160,460
		68	31,120	88,680	160,460
		69	31,590	90,010	160,460
		70	32,050	91,340	160,460
		71	32,310	92,090	174,500
		72	32,850	93,650	177,470
		73	33,240	94,740	179,490
		74	33,720	96,070	182,030
		75	34,080	97,110	184,530
		76	34,610	98,680	184,530
		77	35,010	99,790	184,530
		78	35,470	101,080	184,530
		79	35,920	102,400	184,530
		80	36,380	103,690	184,530
		81	37,030	105,520	199,960
		82	37,460	106,770	202,310
		83	37,900	108,020	204,650
		84	38,340	109,270	207,060
		85	38,870	110,740	210,200
		86	39,300	112,000	210,200
		87	39,730	113,250	210,200
		88	40,170	114,480	210,200
		89	40,600	115,750	210,200
		90	41,040	116,970	210,200
		91	41,380	117,990	223,540
		92	41,890	119,370	226,190
		93	42,270	120,460	228,240
		94	42,770	121,890	230,960
		95	43,130	122,980	234,270
		96	43,620	124,370	234,270
		97	44,130	125,770	234,270
		98	44,520	126,890	234,270
		99	45,000	128,240	234,270
		100	45,480	129,640	234,270

②大阪環状線等のみを乗車する場合
 現行の運賃を廃止する。

(2) 通学定期旅客運賃

①電車特定区間のみを乗車する場合
 現行の運賃を次のとおり変更する。

(km、円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,330	6,680	12,640
2	2,330	6,680	12,640
3	2,330	6,680	12,640
4	2,750	7,840	14,870
5	2,980	8,510	16,130
6	3,240	9,230	17,440
7	3,710	10,550	19,990
8	4,070	11,630	22,030
9	4,350	12,350	23,410
10	4,470	12,730	24,130
11	5,430	15,460	29,270
12	5,540	15,790	29,920
13	5,650	16,130	30,570
14	5,800	16,560	31,340
15	5,800	16,560	31,340
16	7,130	20,320	38,510
17	7,290	20,770	39,370
18	7,290	20,770	39,370
19	7,420	21,160	40,080
20	7,560	21,550	40,800
21	7,710	21,940	41,590
22	7,820	22,300	42,250
23	7,820	22,300	42,250
24	7,910	22,600	42,790
25	7,930	22,660	42,920
26	7,990	22,770	43,130
27	7,990	22,770	43,130
28	8,120	23,110	43,820
29	8,120	23,110	43,820
30	8,260	23,520	44,590

		31	8,380	23,860	45,200
		32	8,380	23,860	45,200
		33	8,450	24,080	45,630
		34	8,500	24,220	45,920
		35	8,720	24,880	47,130
		36	8,790	25,020	47,430
		37	8,820	25,130	47,590
		38	9,050	25,830	48,940
		39	9,110	25,960	49,150
		40	9,360	26,680	50,550
		41	9,590	27,350	51,830
		42	9,790	27,890	52,840
		43	10,060	28,670	54,350
		44	10,180	29,050	55,060
		45	10,470	29,850	56,570
		46	10,620	30,230	57,290
		47	10,710	30,520	57,840
		48	11,020	31,360	59,460
		49	11,210	31,970	60,600
		50	11,530	32,830	62,240
		51	11,720	33,390	63,250
		52	12,000	34,200	64,790
		53	12,190	34,710	65,770
		54	12,350	35,220	66,750
		55	12,650	36,050	68,310
		56	12,890	36,720	69,560
		57	13,000	37,080	70,220
		58	13,300	37,900	71,790
		59	13,510	38,550	73,060
		60	13,770	39,220	74,300
		61	13,840	39,450	74,730
		62	14,110	40,230	76,240
		63	14,390	41,010	77,680
		64	14,590	41,610	78,810
		65	14,830	42,250	80,030
		66	15,090	43,000	81,470
		67	15,230	43,420	82,260
		68	15,640	44,590	84,480

69	15,710	44,820	84,910
70	16,000	45,590	86,340
71	16,200	46,150	87,430
72	16,420	46,840	88,750
73	16,760	47,780	90,500
74	16,920	48,230	91,350
75	17,080	48,650	92,170
76	17,320	49,360	93,520
77	17,540	50,030	94,770
78	17,860	50,900	96,470
79	17,940	51,180	96,940
80	18,260	52,050	98,640
81	18,600	53,040	100,490
82	18,800	53,550	101,450
83	19,040	54,300	102,900
84	19,260	54,840	103,930
85	19,520	55,620	105,370
86	19,680	56,120	106,320
87	19,970	56,880	107,760
88	20,190	57,580	109,110
89	20,280	57,810	109,530
90	20,580	58,680	111,210
91	20,800	59,290	112,340
92	21,110	60,150	113,980
93	21,300	60,770	115,130
94	21,410	61,040	115,650
95	21,710	61,900	117,300
96	21,900	62,440	118,310
97	22,130	63,050	119,440
98	22,410	63,910	121,060
99	22,520	64,180	121,600
100	22,720	64,750	122,680

②大阪環状線等のみを乗車する場合
 現行の運賃を廃止する。

3 電車特定区間の範囲
 現行の範囲を次のとおり変更する。

営業線	区間
大阪環状線	天王寺から野田及び大正を經由して新今宮まで
おおさか東線	新大阪から久宝寺まで
片町線	松井山手から京橋まで
関西線	奈良からJR難波まで
関西空港線	日根野から関西空港まで
湖西線	堅田から山科まで
桜島線	西九条から桜島まで
山陰線	京都から亀岡まで
山陽線	神戸から網干まで
JR東西線	京橋から尼崎まで
東海道線	野洲から神戸まで
奈良線	城陽から京都まで
阪和線	天王寺から和歌山まで及び鳳から分岐して東羽衣まで
福知山線	尼崎から新三田まで

4 大阪環状線等の範囲
現行の範囲を廃止する。

令和6年 月 日

運輸審議会

会長 堀川 義弘 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事案番号	令6第3001号
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可
事案の申請者	西日本旅客鉄道株式会社

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏名	
(郵便番号)	〒
住所	
職業	
年齢	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

--

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

--

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和6年6月11日（火）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。
- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は、運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。なお、記入の際は、利害関係について具体的に記載してください（必要に応じ別紙への記入も可）。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四～五 （略）
- 六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和6年6月17日（月）から運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定です（一般公述の申出があった場合に限りです）。
- ⑤ 一般公述人の人数は、10人以内とし、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和6年6月21日（金）に運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。